

令和2年白老町議会議会運営委員会会議録

令和2年10月28日（水曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時30分

○会議に付した事件

協議事項

1. 令和2年白老町議会定例会12月会議日程について
 2. 全員協議会に開催について
 3. 第5次議会改革の検討について
-

○出席委員（6名）

委員長	小西秀延君	副委員長	長谷川かおり君
委員	森哲也君	委員	前田博之君
委員	吉谷一孝君	委員	及川保君
副議長	氏家裕治君		

○欠席委員（なし）

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主査	小野寺修男君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） ただいまより議会運営委員会を開催いたします。

（午前10時00分）

○委員長（小西秀延君） 本日の協議事項ですが、1番目、令和2年白老町議会定例会12月会議日程について、2番目、全員協議会の開催について、3番目、第5次議会改革の検討について、4番目、その他となっております。

それでは、まず1番目の令和2年白老町議会定例会12月会議日程について高橋局長から説明をお願いいたします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 資料1でございますけれども、本会議は12月15日から18日の4日間を想定しておりまして、それに伴って12月4日金曜日、一般質問締め切り、議会運営委員会と広報広聴委員会があります。12月11日にちに議案説明会、説明会終了後、議会運営委員会そして15日から本会議で一応、4日間で組んでいますが予備日を1日おいています。それから、12月18日のその他の日程に入っておりますけれども、交流会については町のほうはできないだろうということを聞いております。たまたまですけれども、本日からまた第2ステージということになっておりますので一応、町のほうの考え方はそのように聞いております。

○委員長（小西秀延君） この日程について何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、この日程で進めていくということよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、2番目になります。全員協議会の開催について、こちらも高橋事務局長からお願いいたします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 総務課の危機管理室からの要請であります。白老町強靱化計画の策定についてということで前も素案をやっておりますけれども、パブリックコメントに入って案としての成案ができたので全員協議会で説明を行いたいということで、11月11日に予定が入っております。説明員その他については記載のとおりですが、町民を対象としたパブリックコメントは11月2日から12月1日に実施する予定だと聞いております。

○委員長（小西秀延君） 全員協議会、国土強靱化についてでございますが、これについて何かご質問ありますかでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） なしということでございます。

それでは、これで決定させていただきますでしょうか、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質問がなければ、それでは、決定させていただいて11月11日の開催とさせていただきます。

続きまして、大きな3番、第5次会改革の検討について、高橋事務局長からお願いします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 今の第一弾の議事機能の強化について検討しているところですが、4項目ありまして、①が自由討議、②が二元代表、③が機関機能、④が議会基本条例ということで、先行して①と③を行ってまいりました。本日は①と③について大方、確定させていただいて②と④についてはまた検討を深めたいと考えておりますが、①の自由討議の活発化については資料3-1でございます。前回、いろいろ検討した結果、しばらく試行したらどうかということで試行案をつくり直しております。前回出した実施要綱案との違いを簡単に説明しますけれども、まず第2条の目的でありますけれども、前回までは前文で目的とするまでだったのですが、目的とする次の事項により行うということで、(1)、(2)、(3)、1号、2号、3号を追加しております。1号が提案されている提案の議案内容の共通理解を深めるとき。2号が各議員が提案されている議案に対する賛否を開陳し合い、表決の際の参考にするとき。第3号が提案されている議案が真に住民サービスの向上になるかを判断し、場合によっては議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分果たすときという、1、2、3号については今、運営基準に入っている内容を要綱にもってきたということで、運営基準からは外すということを想定しております。

それから、第5条の中は変更はないですが、第6条の自由討議の方向について、自由討議は、発言の時間や回数に制限を加えないのを原則とする。ただし、議事の効率性や議員の発言機会の均等を図るため、各議員おおむね3回までに発言回数に配慮し施行するものとしというのを入れておりますが、これが必要あるかどうかのご検討をいただきたいと思っております。

それから、最後に第9条の討議時間、自由討議の時間は、制限を加えないものを原則とする。ただし、30分程度をめぐりとして施行するものとするというものを入れるか入れないか、このご検討をさせていただいて、最終案の施行案ということにしていきたいと考えております。

○委員長（小西秀延君） それでは、1項目ずつ進めたいと思っておりますので、まずは①の自由討議の活発化ということで、前回まで何度かこちらのほうを実施要綱について皆さんと協議を重ねさせていただきました。いろんな意見も出ておりますが本日、施行案ということで高橋事務局長から説明あったとおりにつけていただきました。この施行案でできればいきたいと思っておりますが、問題点またはご質問等あります方は挙手の上、お願いいたします。

前田委員。

○委員（前田博之君） 会派でも協議しました。今、委員長がお話されたように前回、前々回これに対して議論していますので、そこには触れないです。そういうことも踏まえてうちのほうとすれば、できれば回数、時間は取ったほうがいいのかと、議事整理権に任せられたほうがいいのかと、自立性をするためには。どうしても合意性ですから、入れないといけないというのであれば、ここに妥協案なのだけれど5条の発言の機会の均等を図るためのところに今までの議論を踏まえると、効率性あるいは議員がべらべらと話してどうしようもなくなったら困るという言い方だと思いますので、この中に討議の状況を勘案し、各議員おおむね3回までと、その状況を判断し

ないといけないと思うので、ただ機械的にここに入れてしまうと前回、前段は非常に道新の新聞にも出ていましたけれども、規制とかそういうものをなくして自由に討議にできると、片一方にいけば足かせをしているのです。規則としての運用状況がどうするのかと思うので、前文と整合性を図るためには状況を見た上において、こうだということを言ったほうがいいのではないかということです。8条も同じです。ただしの後に討議の状況を勘案し30分程度と、そうしないと結果的に片一方で後退した試行案を入れてしまっているのです。これがこういう条文をつくる時に、それが本当になじむのかどうかという、議会ですから。足して2で割った方向になっていますけれども、もう少しその辺を十分に議論しておく必要があるのではないかと思います。もう一つは、試行期間の状況判断、いつまでやるのかとか、あるいは討議がずっと行われなければこのままずっと居座ってしまうのだけれども、あるかどうか分かりませんが、試行期間の終了、時期と状況判断どうするかということだけは整理しておかないと、また今度、次の段階のときに議論するときに前段はどうだったのという話も出ると思いますので、その辺は整理しておくべきではないかと思います。

○委員長（小西秀延君） ただいま、前田委員から一部の文章を加えてはどうかというご意見、そしてまた試行をやるということで進んでおりますが、この期間を明確にしたほうがよろしいのではないかというご意見が出されました。それについて、また議論を深めていきたいと思いますが、ご意見をお持ちの方いらっしゃいますでしょうか。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 前回の資料1です。4条が2つあったのです。それで条が1条ずれたということです。すみません。

○委員長（小西秀延君） 今日の資料の3-1で進めたいと思いますので。

前田委員。

○委員（前田博之君） 発言したところの条、会議録をつくる時に修正しておいてください。

○委員長（小西秀延君） 前田委員の言わんとしたところは、6条と9条ということになりますので、そこに前田委員の意見の文章を付け足したらいかかということと、施行の期間をどのようにするかということでございます。ご意見のあります方はどうぞ。

○委員長（小西秀延君） ないようであれば私から、今ある皆さんが持っている資料の3-1の試行案、前田委員が言われた文章を入れるか入れないか、入れても私あまり意味自体は変わらないかと思しますので、この文章を付け足して皆さんがよろしいというのであれば、全会派が一致ということを見られますので、文章はそのような文章でいきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

及川委員。

○委員（及川 保君） 私は、これでいいと思うのです。6条の冒頭の自由討議は、発言の時間や回数に制限を加えないのを原則とするとうたっているわけだから、あまり後ろのほうでまたいうことはないかと思いながら、前田委員のお話を聞いていたのですけれども。これが原則だと。これが外れるということは原則から外れるということだから。

○委員長（小西秀延君） 目安としてということでの但し書きになっておりますので、原則論としては前段であるということでございますので、よろしいでしょうか。

氏家副議長。

○副議長（氏家裕治君） 氏家です。及川委員の言われたとおり、自由討議の実施要綱はあくまで試行案ですから。原則論と試行的な取り組み、ここがきちんと書かれてあれば私は問題ないと思うのです。なおかつ、期間については実際にこれが試行されるとすれば、令和3年度からの時期からではないかと思えますので、例えば令和3年度の一年間を試行期間でやってみるとか、そういう形の中でもしそこに問題があれば順次、要綱を変えていかなければいけない部分も出てくるでしょうから、そういう1年ごとの期間設定のほうがいいのではないかと思うのですけれども。その辺は皆さんの判断で。先ほど、前田委員の言われた文言の整理については問題なく、それで押さえていいのではないかと思います。

○委員長（小西秀延君） おおむね文言については、皆さんからご意見もいただきまして、よろしいのではないかとということでございますので、文言についてはこの試行文でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ありがとうございます。それと期間について、前田委員からも出ておりましたが、ただいま氏家副議長から令和3年度、一年間ではどうかというご意見も出ました。試行案が皆さん議会運営委員会ですらよろしいということになれば通常、12月の定例会にかかるのかと。要綱なので本会議にはかかりませんが、12月くらいのときに各委員さんに周知をして3月会議から試行ということで一年間慣らしながらやることになるかもしれませんが、一年間は試行でやってみようというご意見が、私もそれでよろしいのではないかと思います、皆さんご意見があればどうぞ。

前田委員。

○委員（前田博之君） 私それでいいと思うのですけれど。ただ前回からの議論からいくと実際に一回やってみないといけないです。一年間何もなかったら、そのまま移るとことにしていいかどうか。何もなかったら前段の試行を解除するのか。あるいは一回試して、ルールがきちんとあったら、今言ったように原則の前段に戻すということにするのか。一年間なくても運営上この試行の部分の削って原則の本文の部分で制定してしまうのか、規則になるのかその辺だけなのです。私が言っているのは今までの議論を踏まえたら、一回か二回は試してみないと駄目です。

○委員長（小西秀延君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 試行案をつくったときの考え方なのですけれども。実際にやられないと試行にならないので、まずはあるときまでやらないと駄目なので、今お話しに出ていた令和3年、議会は年制ですから1月から12月を1周期として令和3年から試行に入ると決めた場合に、令和3年にもしなければそれを延長しないとならないと思うのです。一年と決めて、なかったらもう一年延期してという形で実際に事例がなければ本則に入れたいのではないかとことを考えました。

○委員長（小西秀延君） 前田委員、そして高橋事務局長からご意見がありましたが、私も一年間試行をしてみて、なければこれは試行をしたことになりませんので、それは試行期間の延長ということで皆さんとそのように進めましょうという認識を持って一年間の試行ということで進めてはいいかがかと思いますが、どうでしょうか。ご意見あります方はどうぞ。

氏家副議長

○副議長（氏家裕治君） 多分、令和3年度というのは大事な年で、例えば地域公共交通の見直しも

出てくるでしょうし、それから病院の問題、こういったものが大きく前面に出てきます。前面に出てくるということは、第2条にもありますけれども、提案されている例えば議案だとか真に住民サービスの向上にかかるかを判断する材料というのがいくつか出てくると思うのです。それを機会に議会の中で様々な議論を展開しながら町民にとっても分かりやすい、そういった議会の活動を知ってもらうためのいい試行材料になるのではないかと私は思っているのです。それがなければなかりに高橋事務局長の言われたとおりに一度、試行的なものがあって初めて原則論までもっていくという話になるのかもしれませんが。私は、いろいろと取り組みが活発化する一年になるような気がするのですけれども。

○委員長（小西秀延君） 副議長が言われたとおり、そういう案件も出てくると、この件が本当に試行として使われるタイミングでもあるかもしれません。ただ、ないときもありますので、その認識として実例があればそのまま試行期間で終わると。問題がなければ。問題があれば、その都度またお話し合いということになりますでしょうか。実例がなかった場合には試行の延長という認識でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、認識も兼ねて一年間の試行ということで、1月からの試行といことで新しい年になりますので、1月の本会議からということになるかと思いますが、1月には議題がないのでそういう形にはならないと思いますが、1月から試行ということで進めさせていただきたいと思います。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 確認なのですが、先ほど前田委員から出た文言なのですけれども、討議の状況を勘案してよろしいでしょうか。

○委員長（小西秀延君） それでは、確認も終わりましたので、討議の関係は1月から一年間試行すると、ただし実例がない場合には試行の延長もあり得るということで進めさせていただきたいと思います。

及川委員。

○委員（及川 保君） 冒頭に局長から自由討議の提案書の提出する、提出しないも確認してほしいということでしたけれども。私はその場で提案しないと、その場でいろいろしないといけません。提案したほうがいいのではないかと思います。自由討議の議案の提案書です。これは元々、提案するということになっているのですか。

○委員長（小西秀延君） まずは、試行はするという事に決定されましたので、提案書についてまたどのようにしたらいいか。要綱でいくと読める部分はあるのですか。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） まず今の件ですが、第4条第2項、議題の提案は議長又は委員長の発議これはいいです。提案書によらないということです。又は議員の動議と同様の手続きとするということは、動議の場合はいつでもできるのですが、動議にかけて自由討議という動議をかけて賛成者がいれば議会に諮って動議を認めるか認めないかという決をとって、認めれば自由討議に入るとい形になりますので、そういう手続きがいるのですけれども、議題と及び理由を明確にするため

にこの提案書を事前に出す場合と、出ていない場合は1回中断して議会運営委員会に入ると思うのですけれども、どのように進めるか。通常は中身としては自由討議に入るという理由説明を発議者にしてもらおうのです。それで、皆さんの同意が得られれば自由討議に入るというだけのことで、事前に分かれば提案書は出しておいてもらう。そのときに発生した事案については、中断して議会運営委員会を開きますけれども、事前に分かるものだけ提案書を出してもらうということです。通常の動議の場合は機関意思決定と団体意思決定と、例えば機関意思決定というのは議会の中の問題のことは動議としてする場合は紙で出さないのだけれど、団体意思決定の町の意味を決定する予算だとかとい場合は事前に全部、動議の紙を出してもらっているのです。そういう違いがあるので。動議の場合もそういう違いがあります。提案書の場合は動議に準ずるといふのだから、団体意思決定について自由討議、動議をしたい場合は提案書を出してもらったほうがいいし、事前に分かっている場合は提案書を出してもらうということになります。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 取り扱いが非常に微妙というか時期を十分に緩和されるものです。動議はいいです。これは提案された中で、動議をして賛成を受けるべきだけれども。提案書を出すということになると本来の我々の政治活動からいけば、提案されている議案です。議案が通知されて手元に届いてからは3日しかないのです。3日の間に仮に私が自宅に議案が届いて、おかしいと提案する、それは提案書は議会運営委員会を開いて許可するのですか。そういう時期的なものだと思います。情報が事前に町側がこういうものを出すと、あるいは情報をとったり、あるいは特定の議員に相談を受けてやったりしたときには、これはおかしいだろうとすぐに出せるけれども、それは番外だけれども。本来の手続き上からいけば、今みたいな形になるのです。その辺を想定した提案書になるのかどうか。時間差、その辺は整理しておかないと我々、議員のほうが戸惑うのです。動議なら提案書も2条からいけば提案されている議案内容だから。議論をしているときに中断して出すのか、それが動議なのだけれども。その辺を整理しておかないと戸惑うと思います。

○委員長（小西秀延君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 基本的には決め方ですけれども、これは出すという方向で考えてもらったほうが共通とれると思うのです。発案されて説明を受けてから思ったとしても、必ず動議の発案者は理由を説明しないといけないので書いてもらっても、それが起きたときには必ず議会運営委員会を必ず開くのですから。そこで出されたほうが分かりやすいので、その場で書いてもらうとか、そういう処置をしないと統一性が取れないのかと思います。

○委員長（小西秀延君） 及川委員。

○委員（及川保君） 私は今、局長の説明があったそこがあるから、きちんとこれは提案書を出さないと議会運営委員会に諮るときに動議の本人がここに出席しているか分からないのです。きちんと書面として出してやってもらったほうが議会運営委員会としては非常にありがたいのです。そういう面から書面は出したほうがいいのではないかというお話だったので。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 私は時系列的に言っているのです。局長が言ったような運用なら、はっきりしておかないと駄目なのです。動議をしても、そこで暫時休憩をして、そこで提案書を出して、

議会運営委員会で諮って、そして討議に入るということになるのか。私が言ったのは提案書は提案書です。緊急だから動議を出したときに賛成したら、そのまま自由討議に移りますということになるのかどうか分からないのです。運用上、明確にしていかないと戸惑うと思うのです。

○委員長（小西秀延君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 先ほどの機関意思決定と団体意思決定という話をしましたけれども、例えば機関意思決定といったら議会内部に話なので休憩動議があります。それは議会の中だから書面によらないで決定しています。議案に対する動議は全部、団体意思決定になるので書面によるのです。だから、これは議案によるものだから全部を統一して書面によるほうがいいのではないかということなのです。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 今のをきちんと議長も委員長も理解していないと困るのです。多分、ここにいない人は分からないと思います。それは規則には書かなくてもいいけれども、解説的なものをつくってきちんとしておかないと、そのときによって変わっていくということなのです。普通の動議とは違うのだから、そういう機関決定になるのだから手続き上は必要だという流れだけはマニュアル化しておいたほうがいいのではないかということなのです。

○委員長（小西秀延君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 確認しますけれども、動議の場合の団体意思決定は書面によることになっているので、これは議案に対することだから全部、団体意思決定の部分になるので書面によることということで統一したほうがいいのではないかと。

○委員長（小西秀延君） この周知の仕方が問題なのかと思いますので、その辺を要綱の思案ができたときに解説をつけていただいて、各議員も把握しないと動議を出せないということになりますから。それは、きちんと整理をして分かるように。自由討議の提案書があって正式に文章でも残りますし、これがきちんと手続きを踏まないでどんどんかけれるということにしますと、その方はいいですけども、その方と立場の違う意見を出す方がまた準備する時間、お互いに正当性がないと駄目だと思いますので、ある程度の時間を必要とすると思いますので、そのような流れで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ほかにこの提案で確認しておきたいこと、質問したいことはございますでしょうか。

前田委員。

○委員（前田博之君） 確認ではなくて、これはいいです。番外になるのだけれど、前回もらったほかの自由討議の内容を見たりしているのだけれども。うちは全員協議会あります。全員協議会でもう制度化されているし、ある程度のことを説明されるのです。町民に直結する問題が出たときに町側は事前に理解してほしいと思って、次から次と全員協議会を開いてやる。前回に松田議長もあまり全員協議会で議論をして本会議で何にも質問しないで議会としての本質から外れるということを行っています。こうなってくると、全員協議会の扱い方と自由討議の仕方、どうなのかと一本線引きをしておく必要があるのかどうか。全員協議会の要綱はあるので、それはそれに沿ってやれば

いいのだけれど。少し町側が踏み込んでいます。その辺が議会として、どのようにして逆に自由討議されるからといって全員協議会を大いに利用されて、たくさん資料を出して説明を受けたときに本会議での議論が形骸化される可能性はあるのかと思うのだけれど、その辺はどうなのですか。

○委員長（小西秀延君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 結構、全員協議会については、変遷があって昔の全員協議会と今の全員協議会は性質が異なっていますが、うちの場合は国にも準じているのですけれども、全員協議会は正式な会議として認めたのです。それに伴って全員協議会も全部、公開しているし密室審議にはならないので、昔は予算の事前審査として密室審議はだめだということになっていましたけれども、公開されている全員協議会での審議はできることになったのです。今の全員協議会の会議の一つとして認められている。これから想定されるのは例えば行財政計画みたいなものが全員協議会で説明されます。それだけでは議会としては駄目だということになれば、町の全員協議会の説明を受けて議会がこれは特別委員会を設置すると決めればできるのです。そういう位置づけで、議会としての対応は全員協議会によってもできるので、受ける受けないも全部、議会の判断でできることとなりますので、全員協議会は昔と違って正式な会議だということを認識してもらって、その上で議論できるということを共通認識したほうがいかと思います。

○委員長（小西秀延君） 及川委員。

○委員（及川 保君） 前田委員の言っているのは、そうではないのです。それは理解していると思うのです。本会議の中で全員協議会で町側としては説明の周知はありがたい限りだと思うのだけれども、そこだかなり事細かくやってしまうと本会議で何の議論もなくいってしまうのではないかと、本会議の空洞化につながるのではないのかということだと思います。

○委員長（小西秀延君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） まず、全員協議会も正式な会議だと。それを受ける受けないは議会の権限で。そういう説明は本会議でやるから全員協議会は受けないというのも議会が判断できるので。それは本会議でと議会が言えば全員協議会を開く必要はないし、それは議会の権限でいかようにもできるので、それは問題にならないのではないのかというのが事務局の見解なのです。

○委員長（小西秀延君） ただ、今まで全員協議会の前のやり方ですと長年やってきました。全員協議会の中でぼやっとしたものが出ても、議論にならないのではないかと、ところもあって、近年は細かく全員協議会も情報を出すようになってきたという流れの中で一つあったのです。あまりにも細かいと事前審査と捉えられないのというところ、そこがなかなか難しいところがあるのかと。そこが前田委員おっしゃられるところに絡むのかということもあるかと思っています。

○委員長（小西秀延君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 事務局で印象を持っているのは、むしろ委員会協議会がなくなっているのです。なぜ全員協議会になったかというところ、半分の委員に説明をしても結局、全員に伝わらないから町側は一度に全員協議会で全員に説明したいという傾向があると思うのです。委員会協議会とか委員会のものが会派がきちんと分かっているから、きちんと伝われば委員会も活用されるのでしょうけれど、最近の傾向としては全員に説明しないと町側も安心できないという傾向があるのではないかと、事務局の印象です。

○委員長（小西秀延君） 氏家副議長。

○副議長（氏家裕治君） 氏家です。私も全員協議会の在り方、全員協議会に議会として向かう姿勢、ここが最近一般質問でなってしまう気がするのです。私だけなのかもしれないけれども。冒頭によく議長言います。特に聞いておく必要がある方。本当に特に聞いておくべきことというのが、どういうことなのかを我々議員側があまり理解されていない議案説明会になっているのではないかという思ったりするものですから。前田委員が言われたとおり本会議の空洞化につながる話になってしまう。やはり大事な部分だけ聞いて、後は本会議の中でやりましょうという形の中のほうが、議案説明会と本会議というもののきちんとした区別ができて、なおかつ自由討議というのを今回試行としてやろうとするのであれば、全議員の中で町民生活向上のための議論を活発化させるということは大事な部分だと思います。私たち一人一人が議案説明会に向かう姿勢というものをもう一度見直すことも大事なことなのだと思います。確かに行政側から頻繁にこういった全員協議会が出てくるのがどうなのかという議論はおいておいて。

○委員長（小西秀延君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 定例会前にやる議案説明会は全員協議会の会議の種類なのです。だからいいのです。議案説明会の全員協議会は議長が特に聞いておく必要のあるという言い方をしますけれども、言葉上はあくまでも質疑なのです。質疑で考えなどを言ったりするのではなくて、行政が例えば道路を直しますといったときに質疑として、どこの道路ですかという質疑はいいのです。具体的に分かるようにするための質疑はいいのです。道路を直すのがいいのか悪いのかという意見を言っただけは質疑にならないのです。そこをわきまえて、議案の説明不足のところを正すのが質疑なので、それで確認の質問ありませんかという言い方をするので。本会議では、それ以上のことを突っ込んでやると思うのです。その違いはわきまえるというのは必要だと思います。

○委員長（小西秀延君） 全体的に見ると近年の全員協議会は、町が出す文章も詳細になってきている、でもそのまま議案になるわけではないけれども、議員も詳細な質問をします。自分の意見もそこに入れてくるのです。すると、これは事前審査になっていく可能性があるのです。

前田委員。

○委員（前田博之君） 今、皆さん議論してよかったかと思うのです。ある程度、懸念を持っているということは本来の議会の姿として。一つ、全員協議会として前も言っているのだけれど、最近町側は全員協議会を説明して議会の意見、議員は町民の代表だからいろいろな情報を持っているでしょう。意見や考え方を聞いて議案にするのに意見を聞きますというのです。前も議長も言っていましたけれども。だから、皆さん先ほど言ったように踏み込んでしまうのです。けれど、あまり反映されません。そこを逆にこういう議論をしているから、全員協議会とかいろいろ上がってきたときに議会がどう判断するかということを高橋事務局長は言っていると思うのだけれども。そこを整理していかないと結果的に皆さん議論していることになると。本会議で提案されたものに対して議論して、動議云々だから自由討議にいつて、こうすべきではないかということになってきて、町側が議会がそこまで議論しているのだからそうなのだと、どう議案を修正したりいいものにするかという部分にもっていけるかどうかということなのです。全員協議会をあえて言ったのは今言った部分の議員の意見を聞いて反映したいと、皆さんこれにころっと騙される、私もそうだけれど

も。そうかなと思って踏み込んでしまう。その整理の仕方。

もう1点は、先ほど高橋事務局長も言ったのだけれども、委員会協議会の話だったのだけれども。この自由討議をして決にいかないで、どうも賛否両論とか議会の言っていることが正論だといったときに、その場で議決しないで委員会付託とか深みのある審議ができる議会運営にもっていけるかどうかということも大きな問題があると思うのだけれども。ただ自由討議をして賛否両論だったら過去にやっていた大きな議案きたものを委員会付託して十分に議論して改めて委員会が判断したものを、議論して本会議で採択するという手続きもあるわけです。今はあまり委員会付託しないようだけれども。その辺も何回も言うけれど、議会の権能をどう生かしていくかということ整理していかないと、自由討議をして終わりだということにならないと思うのです。議会としての姿勢が問われてくるのです。

○委員長（小西秀延君） あまり全部話を広げていくと、收拾がつかなくなるかと思いますので、前田委員のおっしゃるところも私も分かります。この自由討議をするようになりまして、これが自由討議をしたと、皆さんの意見が大体提案されている議案には賛同できないというのが大体そろったらそこは修正動議をしていくのか、議案を引っ込めてもらう動議をかけるのか、それはその場で状況によって変わると思うので、その動きについてはそのときに状況によって変わると思っていますので判断をしていくべきかと思います。また、全員協議会の在り方、ここでまた深めるとこの試行が遅くなりますので、また改めた時点のときに全員協議会の在り方等については別時間をもってみなさんと改めてご相談をしたいと思いますが、そういう方向でよろしいでしょうか。

前田委員。

○委員（前田博之君） 私はここの議論ではなくて、そういうこともあるということを示唆をして話をしていましたので、申し訳ないけれどももし会派での何かの話があったときに、そういう話をしていただきたいと思って言っただけで、ここで云々ということではないです。

○委員長（小西秀延君） 前田委員からもおっしゃられたとおり、会派でもなるべく議会運営委員会の内容も会派の皆さんにもお話をいただいて、会派内でも議論を深めていただければと思います。

それでは①の自由討議の活発化について、1月から試行を1年間行うということで、団体意思決定の町提出の議案については必ず自由討議の議案の提案書を提出していただくという形で進めるといって皆さん認識が一致されたということで、そのように進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは暫時、休憩といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開させていただきます。

議事の進行上、③の機関機能の検証ということで、そちらから進めたいと思います。高橋事務局長、ご説明をお願いいたします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） これにつきましては、運営基準、条例、規則、要綱等の訂正というか直す部分を洗い出した結果でありますけれども、まず資料3-3①とそれと一緒に別冊で新旧対照表の表を配っていると思いますので、それについてのこれまで検討してきた確認です。前回、おおよそ全部確認しましたけれども、まず1点目の運営基準の第1章第1節、議会の呼称のところで、これは文言の訂正です。別冊の新旧対象ほうを見たほうが分かると思いますけれども、〇〇会議と書いてあるけれども〇月会議と直したりする部分で、これは問題ないと思いますけれども、これで改正しますのでよろしいでしょうか。

2個目が2章2節の議案の説明ですけれども、前回決まりましたけれども、議会の提案議案の議案説明会での提出はないということで、これは削除するということになりましたので、これは削除するというのでよろしいでしょうか。

次に第5章第2節の諸般の報告のところで、⑧に開発公社等の報告とあるものが現在はないので、これは削除するというのでよろしいですか。

次に6章第2節の代表質問及び一般質問で、おおむね7日前というのを10日前にということで、委員長と町のほうにも調整してお話ししたところ、議長も言っていたのですが今の土日を含んでの7日というのは無理があるので、土日を含むのであったら10日でもいいのではないかとということで、町もその期間は必要だというお話でしたので、7日を10日に改めるということでよろしいですか。

次に第7章4節の表決のところで文字です、場合と議員の間に点を入れるだけですので、これは訂正です。

第8章の第2節の特別委員会のところで、これも文言です。当日行うを当日に行うに変えただけです。よろしいですね。

9章の報告会とか懇談会の話は懇談会の話は今、小委員会で検討中なので飛ばします。

次の10章の議会運営委員会の中の海外視察の文言を単に視察に直すということで、これもよろしいですね。

最後の14章の会議録のところで、これも直しもれというか旧法の99条となっていたのですが、現行の会議規則では106条に変わっていますので、これを訂正するという事です。以上が議会運営基準の改正点になりますが、これで確認してよろしいでしょうか。12月会議前に皆さんのファイルの差し替えをしようと思っていますので、それはまた追って通知します。

次に3-3②です。検討結果ですが、これはすでに承認をいただいておりますけれども、一つ目が旅行基準の27年から31年までの各年の政務活動旅費、これは毎年直していますので、よろしいと思います。

次に通年会議の平成を令和に直すと、これは総務課に言っていますので年号の改正です。

3番目に政策研究会、これもすでに直していますけれども8名以内というのを、ただし、議長が認めた場合はその限りではないということで、今回の人口減少のものもこれでしました。これは確認です。

次に裏面ですが、前回検討しましたが派遣の要綱のことで、いわゆる復命書を今まで各個別に出していただいていたのを新しいところのただし書きですけれども、ただし、複数で行った場合は一本の復命書でいいと。ただし所管については行った概要はみんな同じなので一本でいいけれど、所

管は全部それぞれ載せて報告とするということに直します。

それから、委員会視察の報告については、委員会として一つにまとめるということで、所管なども全部委員会で視察に行ったものは一本で行うということに直すということですが、よろしいですか。

最後に委員会条例ですけれども、広報広聴常任委員会がこの前の定数14人になったときに直し忘れていた、議長を除くので13名にしなければいけなかったところ14名のままだったので、それを13人に直す、これは条例ですから12月会議にかけますので、そういうことで説明ということで議会運営委員会で確認としたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○委員長（小西秀延君） ただいま、いろんな面で高橋事務局長から確認等でございましたが、これについてご質問ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） よろしいでしょうか。今まで皆さんと議論してきた結果を変更するということでまとまっている分の確認ですので。ただいま説明あったところは全部、変更をかけるということになりますので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして②に移りたいと思います。二元代表制の向上ということで、こちらも高橋事務局長から説明をお願いいたします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 資料の3-2です。二元代表制の向上ということで理解と活用ということになっています。資料は前にも出していますが若干、手直しさせていただいていますので、資料の3-2で二元代表制の説明が上段にあって、理解と活用という部分では理解の部分では当然承知していると思いますが、町長と議員双方が選挙で選ばれる制度、これが二元代表制ですけれども。町長も議会も共に町民を代表するというので、その活用として議会の権限というのがあって、それを活用していったほうがいいのではないかと出されておりますので、自治法に基づいた資料を今回整理しました。それは、議決権とか選挙権とか同意権、監査請求権とか調査権、意見表明権などなのですが、別紙をご覧いただきたいと思います。

まず、議会の権限として96条が一番詳細に16号まであるのですが、これが議会の権限として法律上定められている権限ですということで、補足として細かい説明をつけておきました。これについて次回以降、議論があればお願いしたいと思います。

続いて3ページですけれども、②に権限に属する選挙権ということで、これは地方自治法の97条です。③の検査権及び監査請求権というのは自治法の98条、意見表明権が99条、調査権については項目がいっぱいありますけれども自治法の100条、請願、陳情については124条、それぞれの議会の権限とその活用について次回以降議論をいただきたいということでの資料を整備いたしましたので、よろしく願いしたいと思います。何か、ほかに資料が必要だとかという意見もあればお願いしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 二元代表制の向上についてということで、議会改革の一環ですが、今日この議論に入るということはないでおこうと思います。一度、今日の資料をもとに皆さんのほうでこれから二元代表制の利用と活用というものをまとめていきますが、それについて一度会派内で

ご検討をいただきたいと思っております。そのための今回、資料づくりを高橋事務局長にお願いしております。これについて、ざっとですがご説明はしましたが、特に聞いておきたいこと等はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） よろしいですか。それでは、次回以降に皆さんとまた検討に入りたいと思います。

それでは続きまして、④の議会基本条例の検討を高橋事務局長からお願いいたします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 前期の議会運営委員会でも議論になって一応、白老町には自治基本条例があるということで白老町の自治基本条例は議会条項がほかの自治体の自治基本条例に比べて多いと、それは当時議会が議会として練って自治基本条例に盛り込んだということが要因としております。ほかのまちの自治基本条例は誰かが市民委員会と行政がつくったものですから、議会に踏み込んだ自治基本条例ではないのですけれども、白老町は踏み込んでいますので議会条項があるから今あえて議会基本条例はいらないのではないかという結論ですけれども。時代によって議会基本条例が役割を変えていろんな条項が増えていますので、必要に応じて白老町も変えなければならないのではないかというのは検討すべきだということで今回もテーマになっていますけれども。今回はまず、手始めに一番最初に議会基本条例ができた栗山町と白老町の自治基本条例の比較ということで3-4をつくっています。今まで出した詳細が変わった部分があるのですけれども、栗山町議会の基本条例はもう4回くらい改正しているのです。条項が増えていますので現在の栗山町の議会基本条例と比較したものが今回、資料として作り直ししました。3-4を見ますと、簡潔に申しますと栗山町議会基本条例の5条、6条、7条これが白老の自治基本条例では空白になっています。11条、12条、13条それから16条、20条、21条というのが白老町の自治基本条例は空白になっている。具体的にいうと5条、6条、7条というのは町との関係です。町との関係は特に自治基本条例には規定していなかった。栗山町の11、12、13については議会の動きなのですが、議会改革についてとか議会モニターの設置という条項が載っている。16条も議会サポーターというのが載っています。20条には議会広報、21条には災害対応というのがあるけれども、白老町の自治基本条例にはないということですが、白老町から見ると下の4つですけれども16条、19条、20条、21条については栗山町の議会基本条例にはない条項も白老町にはつくっているというという比較になりました。

次のA3版のものは、ほかのまちとの比較もありますが、これは参考程度ということで実際に今回は現行の栗山町議会基本条例を全部、条文を資料として出しましたので、先ほど言った5、6、7条というのがどういう内容なのかというのは条文を見ていただいて、今後必要とか不必要とかという検討ができればいいということで資料を用意いたしましたので、次回以降検討していただきたいと考えております。

○委員長（小西秀延君） ただいまご説明をいただきました。こちらも今日からすぐ皆さんと協議に入るということではなくて、会派で引き続きずっと練ってきておりますが、会派でこれをどのように考えていくかということと一度、先ほどのと合わせましてご検討願いたいということで今日、資料を提出させていただきました。この中身で分からないこと等、ご質問、ご意見等がございましたら

たら受けたいと思いますが、いかがでしょうか。持ち帰っていただいて会派でご検討いただくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、会派でご検討進めていただいた後、皆さんとまた協議に入っていきたいと思います。

その他でございます。その他の次回開催予定ですが、現在のところまだ決めておりませんので、こちら委員長と副委員長にお任せをいただいて次回決定しましたら、また皆さんに通達を出したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） その他をお持ちの方。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 事務局から何点かご報告がありますが、まず表彰の関係なのですが、このたび北海道の社会貢献賞で松田議長が選ばれました。それから、11月3日に町の定例表彰がありますが自治功労、社会貢献で前田議員が選ばれております。そのご報告です。日程の早いほうから申し上げますけれども昨日、元議員の伊東稔さんがお亡くなりになりました。5期されておりますが、ご家族の意向で密葬で一切受けないということを出して事務局に来ていましたので、亡くなった報告だけは明日ファックスで出しますがご報告だけしておきます。94歳です。

○委員長（小西秀延君） 及川委員。

○委員（及川 保君） OB会は今もあるのですか。

○委員長（小西秀延君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） OB会は今、10人くらいです。85歳以上が名誉会員で会費などいただいていないのですが、85歳以下の方は会費もいただいて、会費といっても年間費1,000円です。今回の伊東さんのように元議員が亡くなられた場合は香典も出す仕組みになっています。町もそういう仕組みがあるのですけれども、今回はお断りということを出さないということになっています。

それから11月5日なのですが毎年行っていますが、今言った議員のOB会が5日に開かれます。例年はどこかを視察して会食をするというパターンなのですが、今回はコロナの関係で視察はやめて会食だけです。会食をなぜするかというと昨年、4名の勇退議員の方のうち3名がOB会に入ってくれたのです。山本さんと吉田さんと山田さんがOB会増えたので今年、全部中止にしてしまったら来年まで顔合わせすることもないので、顔合わせのつもりでやるということで報告だけです。会食場所はビヨンドになっています。

これは直接は関係ないのですが、11月12日に倶知安町議会が視察に来られます。内容は公共交通で倶知安町も外国人がいっぱい増えているのですけれども路線バスしか走っていないので、デマンドとかそういうのを聞きに来るということです。通常は議長挨拶ということになっています。まだ確認は取れていないのですが、そういう視察があります。

13日には広報広聴常任委員会の研修会が予定されています。これは議会改革にも関係あるのですが、報告会とか懇談会のあり方が中心論点で出前トークは整備されましたけれども、今回は登別市の松山さんと芽室町の仁科さん、議会技術研究会の代表をしている関係で呼び出したという

ことですけれども、いろんな広聴の事例とか話していただいて、グループ討論というか2つに分かれて報告会と懇談会の在り方を出し合って、小委員会としてはまとめていきたいということの研修会があります。

直接関係ないですけれども、議員会も11月が会計年度になっていますので、そのうち総会を予定しているということと、11月中に定例会も予定されると思います。今、決まっている内容は人事院勧告、今回0.05月変わるので12月の支給日の前にやらなければならないので、多分11月定例会があるだろうということです。

本日は15時から政策研究会の講演会、若者定住のテーマでウポポイの今井専務にお話をいただくということで、議員と職員にも公募しておりますので傍聴席に職員が入ります。そして、なおかつ今日は白老東高校の生徒がインターンで5人くらい来ているというので、それも聞きに来ることになっています。

それから、もう1点はこの前も出た広報広聴研修が流用でやるということでお話ししましたがけれども、そのほかの流用で議員控室の中部屋に今の椅子テーブルではなくてミーティングテーブルに変えようとしているのです。そうしたら、あそこでも会議ができるので今はテーブルが低すぎたりして使い勝手が悪いので、そういうことで進めております。事務局からは以上です。

○委員長（小西秀延君） 何点かありましたけれども、それも含めてご質問ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） その他をお持ちの方、ほかにいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） いないようですので、それでは以上をもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

（午前11時30分）